

議案第 29 号

令和 5 年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について

令和 5 年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 28 日 提 出
木曾広域連合長 原 久 仁 男

令和 5 年 11 月 28 日 決
木曾広域連合議会議長 山 崎 隆 二

令和5年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例

(木曾広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 木曾広域連合職員の給与に関する条例(平成17年木曾広域連合条例第22号)の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当の額)</p> <p>第40条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額(特定管理職員にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p>第40条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額(特定管理職員にあっては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p>
<p>第41条～第43条 (略)</p>	<p>第41条～第43条 (略)</p>
<p>(勤勉手当の額)</p>	<p>(勤勉手当の額)</p>
<p>第44条 (略)</p> <p>(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定</p>	<p>第44条 (略)</p> <p>(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の120</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特</p>

改正案	現 行
管理職員にあっては、 <u>100分の60</u>)を乗じて 得た額の総額 2及び3 (略)	定管理職員にあっては、 <u>100分の57.5</u>)を乗 じて得た額の総額 2及び3 (略)

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100

27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200

62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				

97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第2条 木曾広域連合職員の給与に関する条例（平成17年木曾広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当の額)</p> <p>第40条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額(特定管理職員にあっては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p>第40条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額(特定管理職員にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p>
<p>第41条～第43条 (略)</p>	<p>第41条～第43条 (略)</p>
<p>(勤勉手当の額)</p>	<p>(勤勉手当の額)</p>
<p>第44条 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p>
<p>(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>)を</p>	<p>(2) 前条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて</p>

改正案	現 行
乗じて得た額の総額 2 及び 3 (略)	得た額の総額 2 及び 3 (略)

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成30年木曾広域連合条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行																																
<p>(特定任期付職員の給与等)</p> <p>第 4 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th>給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>615,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>718,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>839,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 40 条第 1 項及び同条第 4 項の規定の適用については、給与条例第 3 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成30年条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。) 第 4 条の規定」と、給与条例第 35 条第 1 項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員である職員が」と、</p>	号俸	給料月額 (円)	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>	<p>(特定任期付職員の給与等)</p> <p>第 4 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th>給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>608,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>710,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>830,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 40 条第 1 項及び同条第 4 項の規定の適用については、給与条例第 3 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成30年条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。) 第 4 条の規定」と、給与条例第 35 条第 1 項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員である職員が」と、</p>	号俸	給料月額 (円)	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>
号俸	給料月額 (円)																																
1	<u>380,000</u>																																
2	<u>427,000</u>																																
3	<u>477,000</u>																																
4	<u>539,000</u>																																
5	<u>615,000</u>																																
6	<u>718,000</u>																																
7	<u>839,000</u>																																
号俸	給料月額 (円)																																
1	<u>376,000</u>																																
2	<u>422,000</u>																																
3	<u>472,000</u>																																
4	<u>533,000</u>																																
5	<u>608,000</u>																																
6	<u>710,000</u>																																
7	<u>830,000</u>																																

改正案	現 行
「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。 3 (略)	「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。 3 (略)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年木曾広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
(給与条例の適用除外等) 第5条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第35条第1項、第40条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第35条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。 3 (略)	(給与条例の適用除外等) 第5条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第35条第1項、第40条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第35条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。 3 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（木曾広域連合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第40条及び第44条の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。